

伝統構法木造を阻む要因について

長期優良住宅普及促進法と改正省エネ法に着目して

江原幸彦●木の建築設計・代表

えはらこういち

1962年東京都生まれ
1987年東京理科大学建築学科卒業
1966年木の建築設計設立

1. はじめに

伝統構法木造の未来を阻む要因について「長期優良住宅普及促進法」と「改正省エネ法」に着目して社会的背景を見ながら考察を行ってみる。日本の政府の方針及び学会の主流からはずれた視点ではあるが、問題提起を試みる。

2. 伝統構法木造の危機的な状況について

伝統構法木造を建築することがこれほど困難な状況にあることに対して日本建築学会をはじめ、アカデミー、行政、立法は何をしているのであろうか。あたかも福島原発事故の放射能汚染に対して児玉龍彦東京大学アイソトープ総合センター長が「国に満身の怒りを表明した」くらいの勢いで今の危機的状況を訴える声は聞こえてこない。

日本の場合野生の動植物は絶滅危惧種に登録されると「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の規定により保全活動がなされる。この法律の第一条に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした。」とあるが、「野生動植物の種」を「伝統構法木造」に置き換えると文章として成立する。建築は人の営みであり、社会的要請に応じて変化するのは当然であるが、この危機的状況を国民に知ってもらうためには過剰な表現もやむを得ない。野生生物の種の保存が国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するのであれば、建築行為そのものが文化であるのでまさしく国民の健康で文化的な生活の確保に直接寄与するものである。

どの国も歴史的遺産は保存・保全の対象になっている。日本においても歴史的伝統木造を保全してくれていると国民の多くは考えているが、実情はお寒い状況である。いくつかの国の文化財は保全されるが、地方の文化財やまだ登録されていない建築物・工作物は予算がないため修繕ができないままである。民主党政権になってから、具体的に日本各地の実例を挙げて、地方の観光資源として建築物の保存と木造建築技術の継承の目的のため修繕費の補助の要望書を提出しているが、未だに実

現していない。

地産地消と言われる地場で採れる材料を使い、徒弟制度の中で継承されてきた自然素材を建築に仕立てる建築技術は一旦途絶えると元の状態に戻すことは不可能である。建築物の保全だけの話ではなく、職人の育成、人員の確保、生産システムの維持ができなければ当然のごとく建築物も修復保存できない。国民の多くは伝統建築の限られた範囲で腕のよい職人が存在すれば問題はないと思っているようであるが、富士山が高くそびえ立っているのは裾野が広いためであり、高い技術は職人の数が多くなければ、そして日本のいたるところにいなければ維持できない。その風土と歴史が培ってきた技術は地方地方によって違う。これまでに職人はその地方の自然環境を読み取り、宗教をよく学び、使う人の生活を読み解いて間取りをし、構造を組み立ててきた。多くの失敗を繰り返して得られた技術であり、身体で覚えた技能である。現在残る建築はその痕跡を後世に伝える生きた手本である。

多少とも土をこね、木を扱った者であれば、自然素材を数百年も使えるように仕立てることが、どれほど困難かを理解できる。総持ちの木組み、崩れない版築、強度がある土壁、狂いのでない建具、半永久的に耐久性のある瓦などは、30年後には再現できないであろう。建築に携わる学者、行政官、政治家はわずかに数週間でも職人の元で研修を行い、自然素材の手強さを実感し、生産者の志の高さと仕事に対する姿勢を理解した上で、それぞれの役割を果たすべきである。

木造建築においては、机上で考えた工法は材料の選択を誤り、木構造の弱点を克服できず、近い内に大きな問題が生じる可能性が高い。現代の工法は、薬剤防蟻による処理はシロアリによる被害をだし、集成材や合板は経年変化による接着剤の劣化によって剥離が起きてくる。耐久性にもまして、職人が手をかけて建築しなければ、次の世代の住み手が取って維持しようという強い思いは湧かず、躊躇無く取り壊されることが容易に想像できる。これまで筆者が残存している古民家を訪ねて聞き取りをした範囲では住み手の建物に対する強い思いを聞かされる場合が多い。

3. 長期優良住宅普及促進法について

2008年に成立した「長期優良住宅普及促進法」では伝統構法木造は基本的に対象外にされている。歴史の中で証明されている実績を無視し、技術の進歩も人の性向も考慮せずに稚拙な想像力で打ち立てた「200年住宅」構想は既に破綻している。オーバースペックによる2割のコストアップが仇となって、毎年50億円の予算を使って100万円/戸の補助金をつけて誘導しても実施率10数%の低調が続いているのはその証左である。

物理的な耐久性を向上させても建物の寿命が延びることにならないのは小松幸夫氏、横関洋一氏の論文でも明らかである。そのことは「200年住宅」構想の国会の審議過程で既に指摘されていた。建物の減却の要因となる相続税や減価償却資産の制度は手つかずのままである。建物を長期間使用することによる優遇税制や歴史的文化資産としての位置づけを制度設計に盛り込むべきである。

4. 改正省エネ法について

伝統構法木造の未来を阻む要因として現在もっとも影響のあるものは「改正省エネ法」である。木造建築および住宅に関しては省エネ法の2008年の改正で、対象が床面積300㎡以上の建築物に引き下げられ、また年間150棟以上建設する住宅事業建築主の戸建て建売住宅が対象になった。住宅性能表示制度または建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)、「見える化」と省エネ基準が義務化されることになった。

国土交通省所管の「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」で建築関連の地球温暖化対策が継続的に検討されているが、この審議会は2009年にCOP15で表明された「鳩山イニシアティブ」の「2020年までに二酸化炭素排出量25%削減」の行動目標に依拠している。ところが、現在は科学者の間で「地球温暖化の主な原因は二酸化炭素によるものではない」という意見が多くなり、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」以外では世界的に「地球温暖化人為説」に否定的な世論が形成しつつある。

2020年までに二酸化炭素25%削減の目標達成には、経済産業省の試算では温暖化対策として日本国内で190兆円が必要と見積もられている。たとえこの目標が達成しても地球全体では気温が下がるという実質的な効果を裏付ける科学的根拠がないため、国会では「温暖化対策基本法案」も棚上げになっている。現在温暖化対策として二酸化炭素排出量削減が国家的命題として様々な施策が暴走しているのは大変危険な状態である。

この審議会では2020年までに「見える化」の実現と省エネ基準による高断熱化を目標にするという中間報告を提出している。そこで問題なのは、住宅において新築工事に限定したとしても仮に確認申請に性能表示やCASBEEを義務づけた場合

に審査料と書類作成費用の負担が消費者に上乗せされることであり、その費用は数100億円規模になる。一律の高断熱化は50万円/戸以上のコストがかかり全体で数1000億円規模の負担増になり、2007年の改正建築基準法による「建築不況」の二の舞になる可能性が高い。仮に二酸化炭素削減効果に注目したとして高断熱化による削減効果は家庭部門で14.4%の内の冷暖房が14%なので全体の2%に過ぎない。わずかな効果のために「建築不況」の再来は代償が大きすぎる。

温暖化対策の強引な誘導は経済的な損失だけでなく、伝統的な建築生産システムを解体させ、伝統構法木造を絶滅させ、ひいては日本の建築文化を破壊してしまう。全国の網羅的な高断熱の義務化は、木製建具などの無認定製品や蓄熱性能を考慮しない断熱性能のみの評価によって土壁や無垢板の内壁などが排除される。建築部材の生産は素材生産や道具の生産などに関連してくるので他の職種に対しての影響も大きい。消費エネルギーだけに着目し、高断熱化の押しつけ施策は建築生産システムの破壊という社会的にマイナスの影響をもたらす。

審議会の議論ではこのような近視眼的見方(エビデンスの欠如)に対して警鐘を鳴らす意見も出ているが、科学技術コミュニケーションの立場から小林傳司教授が現在の政府の審議会による社会的意思決定の方法論の陥穽について警鐘を鳴らしているように、実務者や市民や異なる意見を持つ者が排除されている審議会のあり方は再考を要する。「建築不況」の反省なしに、「建築不況」をもたらした元凶である現在の審議会による社会的意思決定の方向付けは見直されるべきである。

5. まとめ

伝統構法木造の未来を阻む要因について、伝統構法木造の建築基準法上の問題点および今後制定されるであろう「建築基本法」を基にした建築関連法の見直し、「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会の成果については紙面の都合上割愛し、長期優良住宅普及促進法と改正省エネ法の問題点に絞って、非公式の社会的状況を踏まえながら論じた。本稿は、伝統構法木造の本質的な問題ではないが、多くの実務者や国民が知らないままに意思決定の方向付けがなされている根底に流れている動きについて警鐘を鳴らすものである。